

# 家事審判申立書

令和4年7月4日

東京家庭裁判所家事部 御中

申立人ら手続代理人弁護士 竹 下 博 將  
外 15 名

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

市町村長の処分に対する不服申立事件

ちょう用印紙額 800 円

予納郵券 836 円

## 第1 申立の趣旨

東京都千代田区長は、申立人らの令和4年6月13日付婚姻届を受理せよとの審判を求める。

## 第2 申立の理由

### 1 当事者

申立人らは、平成9年■月■日、アメリカ合衆国ニューヨーク州において、ニューヨーク州家事関係法(甲1)11条及び13条に定める婚姻の方式に従い、婚姻許可証を得て、同州ニューヨーク市マンハッタン所在の市庁舎において、記録官の下で婚姻を挙行した日本人である(甲2, 9)。

なお、申立人らは、いずれも生来の氏を称することを希望し、また、互い

に相手の意思を尊重しているので、夫婦が称する氏（民法 750 条，戸籍法 74 条 1 号）は定めていない。

## 2 婚姻の成立

法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）24 条 1 項は、「婚姻の成立及び方式に関し，…『婚姻の成立は，各当事者につき，その本国法による』と定め，同条 2 項は，『婚姻の方式は，婚姻挙行地の法による』と定めている」（甲 3-21 頁）。

申立人らは、「社会通念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する意思を有して…，ニューヨーク州において，ニューヨーク州法所定の婚姻の方式に従い，婚姻を挙行したものと認められるのであって，婚姻の成立に関し，…本国法である民法上の実質的成立要件（民法 731 条から 737 条まで）にも欠けるところは認められないから，…婚姻自体は，有効に成立している」（同頁）。

なお，申立人らが原告となって婚姻関係にあることの公証を受ける地位にあることの確認などを求めた東京地方裁判所令和 3 年 4 月 21 日判決（甲 3）は，上述のとおり，夫婦が称する氏を定めないままニューヨーク州法の方式に従って挙行した申立人らの婚姻が有効に成立していることを認めたが，この点については，「通則法の規定に従えば，当然の帰結である」（甲 4-3 頁）ものの，「挙行地法に基づいてした日本人間の別氏婚について，その有効性が国との間で正面から争われ，当該婚姻が日本においても有効に成立していると認められた点は，注目に値する」（同頁）と評され，これは，「訴訟を通じて原告側が行ってきた問題提起を真正面から受け止め，それを我が国の家族法制の中で正当に位置付けようとする姿勢で本件訴訟に取り組んできた結果」（甲 5-122 頁）であると評されている。

## 3 婚姻の報告的届出と不受理処分

### (1) 婚姻の報告的届出

ア 「外国に在る日本人が、その国の方式に従って、届出事件に関する証書を作らせたときは、三箇月以内にその国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその証書の謄本を提出しなければならない」（戸籍法 41 条 1 項）。

同法 41 条 1 項に基づく婚姻証書謄本の提出は、日本の大使、公使又は領事が駐在する国で婚姻した場合であっても、直接、市区町村長に提出することができる（甲 6、戸籍法 25 条 1 項参照）。

イ 申立人らは、戸籍法 41 条 1 項に基づき、令和 4 年 6 月 13 日、千代田区役所に対し、婚姻証書謄本（甲 2）とともに、戸籍への登録のために必要な報告的婚姻届（以下「本件届書」という。甲 7）を提出した。

## (2) 不受理処分

千代田区は、令和 4 年 6 月 13 日、本件届書について、民法 750 条及び戸籍法 74 条 1 号（以下、併せて「本件規定」という。）に反するとの理由で受理せず（以下「本件不受理処分」という。甲 8）、婚姻証書謄本も受理しなかった。

## 4 報告的婚姻届の提出と本件規定との関係

### (1) 報告的婚姻届の提出

日本人の身分関係は戸籍によって公証されるので、外国の方式に従って生じた身分関係の変動等については、戸籍に登録して公証するため、戸籍法 41 条は、その身分関係の変動等についての証書の謄本の提出を求めている。婚姻についても、通則法 24 条 2 項に基づき、外国の方式に従って挙行した場合、戸籍に登録するため、戸籍法 41 条に基づき、婚姻証書謄本を提出しなければならない。

「戸籍の記載は、…証書…の謄本によってこれをする」（戸籍法 15 条）ことができるから、婚姻証書謄本を受領した市区町村長は、速やかに、その身分関係の変動を戸籍に記載しなければならない。

もつとも、婚姻証書の謄本は、戸籍を念頭に作成されるものではなく、戸籍への登録に必要な事項が記載されていないことがあるため、身分関係の変動を戸籍に登録するという戸籍法 41 条の趣旨に基づき、報告的婚姻届を提出するものとされている。

## (2) 本件規定

### ア 民法 750 条

民法 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めているが、これは、「婚姻の効力の一つとして」定められたものであって（最高裁大法廷平成 27 年 12 月 16 日判決・民集第 69 卷 8 号 2586 頁所収）、「外国に在る日本人がその国の方式に従って婚姻をする場合においては、婚姻の際に『夫婦が称する氏』を定めることが必ずしも法律上要求されていないから、婚姻の挙行時に『夫婦が称する氏』が定められていない場合もあり得るのであって、そのような場合には、『夫婦が称する氏』が定められて婚姻による夫婦同氏の効力が発生する（通則法 25 条、民法 750 条）までの間に、少なくとも一定の時間的間隔が生ずることは避け難いといえる。このように、通則法 24 条 2 項は、外国に在る日本人が『夫婦が称する氏』を定めることなく婚姻することを許容しているものと解さざるを得ないのであり、そのような場合であっても、その婚姻は我が国において有効に成立しているというほかない」（甲 3-22 頁）。

このように、民法 750 条は、申立人らにとって、婚姻の成否や有効性に影響を及ぼすものではない。

### イ 戸籍法 74 条 1 号

戸籍法 74 条 1 号は、民法 750 条を受け、「婚姻をしようとする者」に対し、「夫婦が称する氏」を創設的婚姻届の必要的記載事項として定めるものである。

申立人らは、ニューヨーク州法の定める方式に基づいて結婚したのであって、婚姻の形式的成立要件として民法 739 条が定める「婚姻の届出」という方式に基づいて結婚したわけではないから、そもそも、報告的届出にすぎない申立人らの届出において、民法 739 条の届出の方法を具体化して定めた戸籍法 74 条 1 号が適用される余地はない。

(3) 報告的婚姻届と本件規定との関係

ア このように、民法 750 条は、申立人らの婚姻の成否や有効性に影響を及ぼすものではなく、申立人らについて戸籍法 74 条 1 号が適用される余地はないのであって、本件規定は、申立人らについて成立した婚姻を戸籍に登録するための本件届書の提出とは何らの関係もない。

イ もっとも、戸籍法 6 条が、「戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する」と定め、また、同法 16 条が、「婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する」と定めていることから、本件規定違反を理由に本件届書を不受理とした趣旨は、夫婦が称する氏を定めていない夫婦については新たな戸籍が編製できないことを懸念したことにあると考える余地がある。

しかしながら、民法 750 条は、「夫婦が称する氏」に関する協議が当然に調うものと考えていて、協議以外に「夫婦が称する氏」を定める術はない。協議が調って「夫婦が称する氏」を定めるまで報告的婚姻届を受理できないと解することとなると、その協議が調わない夫婦については、婚姻関係にあるという身分が戸籍に登録され得ないこととなる。

上述のとおり、婚姻の挙行時から「夫婦が称する氏」が定められて夫婦同氏の効力が発生するまでの間に一定の時間的間隔が生ずる場合のあることは避け難く、婚姻挙行後に事故等に遭うなど「夫婦が称する氏」について協議が調うことを期待できない夫婦もいるのであって、戸籍に登録できない婚姻を許容する結果となるこのような解釈は、日本人の身

分関係を正確に登録して公証することを目的とする戸籍制度の目的（甲 10-1 頁）そのものに反することとなり，本末転倒である。

ウ 判例批評において，「戸籍制度は，日本人の身分関係の実態に登録し公証するものであることを踏まえると，外国の方式に従って夫婦が称する氏を定めないまま有効な婚姻をした日本人夫婦については，夫婦のいずれか一方の氏を選択しない婚姻届を受理し，従前戸籍の身分事項欄に婚姻関係を記載するなどして当事者の法的地位を保証するとともに，戸籍記載の真実性を確保することが期待される」（甲 4-4 頁）と指摘されているとおり，夫婦が称する氏を定めていない夫婦について新たな 1 枚の戸籍が編製できないことは，本件届書を受理しない理由とはならない。

エ 加えて，女性差別撤廃条約 16 条 2 項は，「公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない」と定めていて，有効に成立している婚姻関係の登録を困難ならしめる解釈は，同条の趣旨に適うものとも言い難い。

オ なお，戸籍法 6 条及び 16 条との関係では，例えば，「夫婦が称する氏」が定められるまでは，両条所定の効力が生じないと解すれば足りる。

「戸籍が渉外的な身分関係をも処理すべき任務を与えられているにも拘わらず，直接的には国際私法と切断され，民法の附属法として戸籍法が成立している」（澤木敬郎「渉外的身分関係と戸籍」『日本戸籍の特質』371 頁）ため，本件のように，渉外的身分関係を処理する際に不都合が生じることは少なくない。例えば，民法 819 条 1 項は，協議離婚の際，「父母…の一方を親権者と定めなければならない」と定め，これを受け，戸籍法 76 条 1 号が，民法 764 条・739 条 1 項に基づき提出される離婚の届書に指定親権者を記載する旨定めるなど，単独親権者の指定なく離婚することを国内においては防止しているものの，通則法 34 条に基づき，外国の方式で離婚する場合，親権者の指定がなかったり，両親が共同親

権者と指定されることがあるため、単独親権者の指定がない離婚を防止することはできないが、単独親権者の指定がなくとも離婚自体が本国内においても有効であることには疑義はない。しかし、親権者については、戸籍法施行規則 35 条 5 号により、未成年者の身分事項欄に記載しなければならないと定められていることから、戸籍にどのように記載すべきか疑義が生じることになる。この点について、戸籍実務は、父母の双方を共同親権者が指定されている場合には「親権者を父及び母と定められる」旨記載することとし（昭和 58 年 3 月 7 日付法務省民二第 1797 号民事局長回答）、身分関係の戸籍への登録を実現すべく、工夫を重ねてきた。

本件においても、身分関係登録のために戸籍法を合理的に解釈し、戸籍実務を目的的に運用することが求められているのである。

- 5 以上のとおり、本件不受理処分は、本件規定の解釈を誤ってされたものであって、申立人らが婚姻関係にあることが戸籍に登録される機会が確保されなければならないから、東京都千代田区長に対し、本件届書を受理せよとの審判を求める。

#### 証 拠 方 法

- |   |            |                                      |
|---|------------|--------------------------------------|
| 1 | 甲第 1 号証    | ニュー・ヨーク州家族法（一）（抜粋）                   |
| 2 | 甲第 2 号証の 1 | 婚姻証書謄本                               |
| 3 | 甲第 2 号証の 2 | 婚姻証書謄本（訳文）                           |
| 4 | 甲第 3 号証    | 判決書                                  |
| 5 | 甲第 4 号証    | 梅澤彩「外国において別氏婚をした日本人カップルの婚姻の成立と関係の公証」 |
| 6 | 甲第 5 号証    | 大村芳昭「氏の選択と婚姻の成否」                     |
| 7 | 甲第 6 号証    | 大正 3 年 12 月 28 日付民第 893 号法務局長回答      |
| 8 | 甲第 7 号証    | 婚姻届                                  |

- |    |           |             |
|----|-----------|-------------|
| 9  | 甲第8号証     | 不受理証明書      |
| 10 | 甲第9号証の1~2 | 戸籍事項全部証明書   |
| 11 | 甲第10号証    | 戸籍法逐条解説（抜粋） |

附 属 書 類

- |   |                   |       |
|---|-------------------|-------|
| 1 | 資料説明書             | 1 通   |
| 2 | 甲第1号証ないし第10号証（写し） | 各 1 通 |
| 3 | 戸籍事項全部証明書         | 2 通   |
| 4 | 訴訟委任状             | 2 通   |
|   |                   | 以上    |